

## 第69回 税理士試験 住民税

### ●はじめに

今回の本試験は、理論についても計算についても内容的には平易な問題であった。しかしながら、理論の回答量が多く、全体としては完答するのが難しいくらいのボリュームであった。また、計算については難易度が低く、ミスなく正確な回答が必要であったため時間配分に注意し、理論については重要度に応じて省略するなどの工夫が必要だったのではないと思われる。

### Z-69-I [第一問] 解答

問1 個人住民税に関する以下の点について簡潔に述べなさい。

- ① 個人住民税の所得控除制度の趣旨及び概要（所得税と取扱いが異なる点については重点的に言及すること。）
  - ② 令和元年度の個人住民税について適用される配偶者控除及び配偶者特別控除
  - ③ 調整控除（令和元年度の個人住民税から適用される内容についても言及すること。）
- (注) 令和元年度の個人住民税とは、平成31年1月1日を賦課期日とする、平成30年中の所得に係る個人住民税をいう。

#### ① 個人住民税の所得控除制度の趣旨及び概要

##### イ 制度の趣旨 ②

個人住民税の所得控除は、担税力に応じた税負担を求めするために、その納税義務者の親族の扶養状況、医療費の出費等の個人的な事情を考慮して、課税標準から一定額の控除を行うことによって、負担の不均衡を調整するものである。

##### ロ 概要 ③

個人住民税の所得控除は、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦（夫）控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除及び基礎控除の13種類である。

なお、所得税はこの他に、寄附金控除も所得控除となる（所得税における所得控除は14種類である。）。

また、個人住民税の所得控除額は、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除は所得税と原則として同額となるが、その他の所得控除額については所得税の控除額よりも低い金額となる。

#### ② 令和元年度の個人住民税について適用される配偶者控除及び配偶者特別控除

##### 1. 配偶者控除（法34⑩十、314の2十）

##### イ 内容 ⑤

道府県及び市町村は、所得割の納税義務者が控除対象配偶者を有する場合には、その者の前年の所得について算定した課税標準から次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める金額を控除する。

- (1) その納税義務者の前年の合計所得金額が900万円以下である場合  
… 33万円（老人控除対象配偶者である場合には、38万円）
- (2) その納税義務者の前年の合計所得金額が900万円超950万円以下である場合  
… 22万円（老人控除対象配偶者である場合には、26万円）
- (3) その納税義務者の前年の合計所得金額が950万円超1,000万円以下である場合  
… 11万円（老人控除対象配偶者である場合には、13万円）

##### ロ 用語の意義（法23①七） ③

- (1) 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者をいう。
- (2) 同一生計配偶者とは、住民税の納税義務者の配偶者でその納税義務者と生計を一にするもの（青色事業専従者で給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。）のうち、前年の合計所得金額が38

万円以下である者をいう。

(3) 老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の者をいう。

## 2. 配偶者特別控除 (法34①十の二、314の二十の二) ⑥

道府県及び市町村は、所得割の納税義務者が自己と生計を一にする配偶者(青色事業専従者で給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。)で前年の合計所得金額が123万円以下であるもの(控除対象配偶者に該当するものを除く。)を有する場合において、その所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円以下のときは、その者の前年の所得について算定した課税標準から、次の区分に応じ、それぞれに定める金額を控除する。

### イ その納税義務者の前年の合計所得金額が900万円以下である場合

(1) 前年の合計所得金額が90万円以下である配偶者 … 33万円

(2) 前年の合計所得金額が90万円超120万円以下である配偶者  
… 38万円－(その配偶者の前年の合計所得金額－830,001円)<sup>※</sup>

※ カッコ内の金額が5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは、5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でカッコ内の金額に満たないものうち最も多い金額とする。

(3) 前年の合計所得金額が120万円超である配偶者 … 3万円

### ロ その納税義務者の前年の合計所得金額が900万円超950万円以下である場合

上記イの区分に応じ、それぞれに定める金額の3分の2に相当する金額(当該金額に1万円未満の端数がある場合には、これを切り上げた金額)

### ハ その納税義務者の前年の合計所得金額が950万円超1,000万円以下である場合

上記イの区分に応じ、それぞれに定める金額の3分の1に相当する金額(当該金額に1万円未満の端数がある場合には、これを切り上げた金額)

## ③ 調整控除 (法37、314の6)

### 1. 内容 ⑤

道府県及び市町村は、所得割の納税義務者については、その者の所得割の額から、次の区分に応じ、それぞれに定める金額を控除する。

#### イ 合計課税所得金額が200万円以下である場合

次の(イ)と(ロ)のいずれか少ない金額につき、道府県民税2%、市町村民税3%相当額

(イ) 5万円＋基礎控除以外の人的控除の差の合計額

(ロ) 合計課税所得金額

#### ロ 合計課税所得金額が200万円を超える場合

次の(イ)と(ロ)のいずれか多い金額につき、道府県民税2%、市町村民税3%相当額

(イ) 5万円＋基礎控除以外の人的控除の差の合計額－(合計課税所得金額－200万円)

(ロ) 5万円

※ 合計課税所得金額とは、個人住民税に係る課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額をいう。

(注) 指定都市に住所を有する場合には、2%を1%と、3%を4%とする。

### 2. 人的控除差額 ④

基礎控除以外の人的控除の差とは、次の区分に応じそれぞれに定める金額をいう。

なお、次の額は、各控除における控除対象者一人当たりの金額である。

#### イ 障害者控除

(イ) (ロ)及び(ハ)以外の場合 … 1万円

(ロ) 特別障害者である場合 … 10万円

(ハ) 同居特別障害者である場合 … 22万円

#### ロ 寡婦(夫)控除

(イ) (ロ)以外の場合 … 1万円

(ロ) 特別寡婦である場合 … 5万円

#### ハ 勤労学生控除 … 1万円

#### ニ 配偶者控除

<TAC>税19 この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

(イ) 控除対象配偶者である場合 … 5万円、4万円、2万円

(ロ) 老人控除対象配偶者である場合 … 10万円、6万円、3万円

ホ 配偶者特別控除

(イ) その配偶者の前年の合計所得金額が40万円未満である場合 … 5万円、4万円、2万円

(ロ) その配偶者の前年の合計所得金額が40万円以上45万円未満である場合 … 3万円、2万円、1万円

ヘ 扶養控除

(イ) 控除対象扶養親族である場合 … 5万円

(ロ) 特定扶養親族である場合 … 18万円

(ハ) 老人扶養親族である場合 … 10万円

(ニ) 同居直系尊属である場合 … 13万円

### 3. 令和元年度の個人住民税から適用される内容 2

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴う納税義務者本人の所得制限の導入により、所得税と住民税の控除差が減少する部分については調整控除の対象となる人的控除の差額に反映された。

一方、配偶者特別控除における生計を一にする配偶者の合計所得金額要件が緩和されたことにより、新たに生ずることとなった所得税と住民税との控除差については、税源移譲に伴う税負担増しにあたらないことから調整控除の対象としないこととされている。

問2 平成31年3月31日に退職した者が、同日に支払をうける退職所得に係る個人住民税所得割の課税関係について、以下の点について述べなさい。

- ① 退職所得に対する分離課税制度の趣旨
- ② 納税義務者及び課税団体
- ③ 特例対象となる退職所得
- ④ 税率、税額計算及び徴収方法

① 退職所得に対する分離課税制度の趣旨 ②

個人住民税所得割は、原則として翌年度総合課税方式を採用しているが、一般に退職所得は退職後の事業資金や生活資金に充てられ、また、退職者は退職した年の翌年には収入が減少するのが通常であるため、所得の稼働能力が低下した後に課税するのは納税義務者に非常な重圧感を与えることとなることから、源泉徴収の対象となる退職所得についてはその発生年に他の所得と区分して課税することとしている。

② 納税義務者及び課税団体 ②

イ 納税義務者

納税義務者は、道府県及び市町村内に住所を有する個人で、所得税の源泉徴収の対象となる退職手当等の支払を受けるものである。

ロ 課税団体

課税団体は、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在におけるその者の住所所在の道府県及び市町村である。

③ 特例対象となる退職所得 ②

道府県及び市町村内に1月1日に住所を有する個人が受ける退職手当等（所得税が源泉徴収されるものに限る。）である。

ただし、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において、生活保護法の規定による生活扶助を受けている者に対しては、課することができない。

④ 税率、税額計算及び徴収方法

イ 課税標準 ②

分離課税に係る所得割の課税標準は、その年中の退職所得の金額であり、所得税法に規定する退職所得の金額の計算の例によって算定する。

ロ 税率 ②

分離課税に係る所得割の税率は、道府県民税4%、市町村民税6%とする。

ハ 税額計算 ③

特別徴収義務者が徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の区分に応じ、それぞれに掲げる金額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した「退職所得申告書」に、支払済みの他の退職手当等がない旨の記載がある場合

… その支払う退職手当等の金額について上記イ及びロの規定により計算した税額

(2) 退職手当等の支払を受ける者が提出した「退職所得申告書」に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合

… その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について上記イ及びロの規定により計算した税額から、その支払済みの他の退職手当等について特別徴収された又はされるべき分離課税に係る所得割の額を控除した残額に相当する税額

(3) 退職手当等の支払を受ける者が「退職所得申告書」を提出していない場合

… 上記(1)により計算した税額

ニ 徴収方法

(1) 原則 ②

市町村は分離課税に係る所得割の徴収は、特別徴収の方法によらなければならない。

なお、特別徴収義務者は、退職手当等の支払の際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、

その徴収の日の属する月の翌月10日までに一定の事項を記載した納入申告書を市町村長に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。

(2) 例 外

① 普通徴収 ②

市町村は、その年において退職手当等の支払を受けた者が「退職所得申告書」を提出していないときに分離課税に係る所得割の額を徴収された場合において、その者のその年中における退職手当等の金額について適法に計算した分離課税に係る所得割の額が、その特別徴収された分離課税に係る所得割の額を超えるときは、その超える金額相当額を直ちに、普通徴収の方法によって徴収しなければならない。

② 延滞金 ②

上記①の場合には、その徴収すべき税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年8.9%（上記①の税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については年2.6%）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収しなければならない。

ただし、市町村長は、納税者が上記①によって普通徴収されたことについてやむを得ない事情があると認める場合には、上記の延滞金を減免することができる。

③ 納税通知書の交付 ①

①の場合において、納税者に交付すべき納税通知書は、遅くともその納期限前10日までに納税者に交付しなければならない。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

第一問の配点は50点としておりますが、問1及び問2の配点の内訳は不明であるため、問1を30点、問2を20として配点を付しています。

各項目についての配点は、あくまでも参考にしてください。

▶合格ライン◀

第一問は、問1、問2共に基本理論ではありますが、ボリューム非常に多く時間内にすべてを解答するのは難しかったと思われます。

解答量が非常に多かったことから、各柱について、どこまでを解答すべきであるかの判断が求められる問題でした。

そのため、模範解答としてはある程度広範囲に解答しております。

限られた時間の中で、柱の範囲を取捨選択しながら解答を作成する必要があったため、得点を伸ばすのは中々難しかったのではないかと思います。

その上で、第一問の合格ラインは、39～41点と予想されます。

Z-69-I [第二問] 解答

○甲及び甲の家族の税額

氏名	令和元年度分として 納付すべき税額の合計額	令和元年度分として納付すべき税額の内訳		
		県民税	市民税	
甲	744,000	296,800	447,200	[2]
甲の妻	65,500	25,700	39,800	[2]
甲の長男	271,500	108,100	163,400	[2]
甲の長女	0	0	0	
甲の母	1,420,700	567,800	852,900	[2]

氏名	平成30年中に特別徴収 された税額（平成30年の 所得に係る税額に限る。）	平成30年中に特別徴収された税額 （平成30年の所得に係る税額に限る。）		
		県民税	市民税	
甲	16,500	16,500	0	[2]
甲の妻	0	0	0	
甲の長男	0	0	0	
甲の長女	0	0	0	[2]
甲の母	0	0	0	

○計算過程

甲			
<b>I 各種所得の金額</b>			
給与所得	8,850,000	$(6,480,000 + 4,570,000) - 2,200,000 = 8,850,000$	
配当所得			
(総合)	340,000	$260,000 + 80,000 = 340,000$	
(申告分離)	330,000	$330,000 \times 5\% = 16,500$ (配当割額)	
<b>II 課税標準額</b>			
総所得金額	9,190,000	$8,850,000 + 340,000 = 9,190,000$	
上場株式等に係る 配当所得等の金額	330,000	$9,520,000 > 350,000$	∴ 所得割課税
合計	9,520,000		
<b>III 所得控除</b>			
社会保険料控除	1,267,300		
生命保険料控除	56,000	[2] (1) 新一般	
		$68,000 > 56,000$	∴ 28,000
		(2) 新個人年金	
		$58,000 > 56,000$	∴ 28,000
		(3) (1)+(2)=56,000	

地震保険料控除	25,000	$\boxed{2}$ (1) 旧長期	
			$5,000 + (14,000 - 5,000) \times \frac{1}{2} = 9,500$
		(2) 地震	
			$47,000 \times \frac{1}{2} = 23,500$
		(3) (1)+(2) > 25,000	$\therefore 25,000$
医療費控除	0	$\times$	
		$48,000 - 100,000 < 0$	$\therefore 0$
		$\times$	$100,000 < 9,520,000 \times 5\%$
			$\therefore 100,000$
基礎控除	330,000		
合計	1,678,300		
<b>IV 課税所得金額</b>			
課税総所得金額	7,511,000	$9,190,000 - 1,678,300 = 7,511,700 \rightarrow 7,511,000$	
上場株式等に係る			
課税配当所得等の金額	330,000		
<b>V 所得割額</b>			
X 県民税	295,360	1. 算出所得割額	
Y 市民税	443,720	(1) 課総	
			$7,511,000 \times \begin{cases} 4\% = 300,440 \text{ (県)} \\ 6\% = 450,660 \text{ (市)} \end{cases}$
		(2) 上配 (税率 $\boxed{2}$ )	
			$330,000 \times \begin{cases} 2\% = 6,600 \text{ (県)} \\ 3\% = 9,900 \text{ (市)} \end{cases}$
		(3) (1)+(2) =	$\begin{cases} 307,040 \text{ (県)} \\ 460,560 \text{ (市)} \end{cases}$
		2. 調整控除額	
		$7,511,000 > 2,000,000$	
		$50,000 - (7,511,000 - 2,000,000) < 50,000$	$\therefore 50,000$
			$50,000 \times \begin{cases} 2\% = 1,000 \text{ (県)} \\ 3\% = 1,500 \text{ (市)} \end{cases}$
		3. 配当控除	
		$7,511,000 + 330,000 \leq 10,000,000$	
		$340,000 \times \begin{cases} 1.2\% = 4,080 \text{ (県)} \\ 1.6\% = 5,440 \text{ (市)} \end{cases}$	$\boxed{2}$
		4. 配当割額控除	
			$16,500 \times \begin{cases} \frac{2}{5} = 6,600 \text{ (県)} \\ \frac{3}{5} = 9,900 \text{ (市)} \end{cases}$
		5. $1 - 2 - 3 - 4 =$	$\begin{cases} 295,360 \text{ (県)} \\ 443,720 \text{ (市)} \end{cases}$
<b>VI 均等割額</b>			
X 県民税	1,500		
Y 市民税	3,500		

<b>VII 納付税額</b>		
X 県民税	296,800	V + VI = $\begin{cases} 296,860 \rightarrow 296,800 \text{ (県)} \\ 447,220 \rightarrow 447,200 \text{ (市)} \end{cases}$
Y 市民税	447,200	
甲の妻		
<b>I 各種所得の金額</b>		
給与所得	400,000	$1,050,000 - 650,000 = 400,000$
事業所得	640,000	$970,000 - 330,000 = 640,000$
雑所得	274,000	$350,000 - 76,000 = 274,000$
<b>II 課税標準</b>		
総所得金額	1,314,000	$\text{㉒ } 400,000 + 640,000 + 274,000 = 1,314,000$ $1,314,000 > 350,000 \quad \therefore \text{ 所得割課税}$
<b>III 所得控除</b>		
社会保険料控除	327,000	
生命保険料控除	26,500	$\text{㉒ } 15,000 + (38,000 - 15,000) \times \frac{1}{2} = 26,500$
基礎控除	330,000	
合計	683,500	
<b>IV 課税所得金額</b>		
課税総所得金額	630,000	$1,314,000 - 683,500 = 630,500 \rightarrow 630,000$
<b>V 所得割額</b>		
X 県民税	24,200	1. 算出所得割額 $630,000 \times \begin{cases} 4\% = 25,200 \text{ (県)} \\ 6\% = 37,800 \text{ (市)} \end{cases}$ 2. 調整控除 $630,000 \leq 2,000,000$ $50,000 < 630,000 \quad \therefore 50,000$ $50,000 \times \begin{cases} 2\% = 1,000 \text{ (県)} \\ 3\% = 1,500 \text{ (市)} \end{cases}$ 3. $1 - 2 = \begin{cases} 24,200 \text{ (県)} \\ 36,300 \text{ (市)} \end{cases}$
Y 市民税	36,300	
<b>VI 均等割額</b>		
X 県民税	1,500	
Y 市民税	3,500	
<b>VII 納付税額</b>		
X 県民税	25,700	V + VI = $\begin{cases} 25,700 \\ 39,800 \end{cases}$
Y 市民税	39,800	
甲の長男		
<b>I 各種所得の金額</b>		
給与所得	4,068,000	$\text{㉒ } (1) 5,760,000$ $(2) 5,760,000 \times 20\% + 540,000 = 1,692,000$ $(3) (1) - (2) = 4,068,000$
一時所得	130,000	$\text{㉒ } 630,000 - 500,000 = 130,000$



<b>II 課税標準</b>		
総所得金額	4,133,000	$4,068,000 + 130,000 \times \frac{1}{2} = 4,133,000$ $4,133,000 > 350,000 \times (1 + 2) + 320,000 \quad \therefore \text{所得割課税}$
<b>III 所得控除</b>		
社会保険料控除	433,500	
生命保険料控除	21,000	$12,000 + (30,000 - 12,000) \times \frac{1}{2} = 21,000$
医療費控除	68,000	$\text{②} 168,000 - 100,000 = 68,000$ ※ $100,000 < 4,133,000 \times 5\% \quad \therefore 100,000$
寡夫控除	260,000	$\text{②}$ 死別、同一生計の子で課税標準の合計額が所得税の基礎控除額以下のものあり、 $4,133,000 \leq 5,000,000 \quad \therefore$ 寡夫に該当
配偶者控除	330,000	$\text{②}$
扶養控除	0	16歳未満の扶養親族は対象外
基礎控除	330,000	
合計	1,442,500	
<b>IV 課税所得金額</b>		
課税総所得金額	2,690,000	$4,133,000 - 1,442,500 = 2,690,500 \rightarrow 2,690,000$
<b>V 所得割額</b>		
X 県民税	106,600	1. 算出所得割額
Y 市民税	159,900	$2,690,000 \times \begin{cases} 4\% = 107,600 \text{ (県)} \\ 6\% = 161,400 \text{ (市)} \end{cases}$
		2. 調整控除 $2,690,000 > 2,000,000$ $50,000 + 10,000 + 50,000 - (2,690,000 - 2,000,000) < 50,000 \quad \therefore 50,000$
		$50,000 \times \begin{cases} 2\% = 1,000 \text{ (県)} \\ 3\% = 1,500 \text{ (市)} \end{cases}$
		3. $1 - 2 = \begin{cases} 106,600 \text{ (県)} \\ 159,900 \text{ (市)} \end{cases}$
<b>VI 均等割額</b>		
X 県民税	1,500	
Y 市民税	3,500	
<b>VII 納付税額</b>		
X 県民税	108,100	$V + VI = \begin{cases} 108,100 \text{ (県)} \\ 163,400 \text{ (市)} \end{cases}$
Y 市民税	163,400	
甲の長女		
	$635,200 - 113,000 = 522,200$	
	※ 特別障害者手当及び定期預金の利子は非課税 $\text{②}$	
	障害者で $522,200 \leq 1,250,000 \quad \therefore$ 均等割及び所得割非課税 $\text{②}$	
甲の母		
<b>I 各種所得</b>		
雑所得	1,180,000	$2,380,000 - 1,200,000 = 1,180,000$

譲渡所得

(総合長期) 250,000  
 (分離短期・軽減) 23,500,000  
 (分離長期・一般) 19,800,000

1. 総合

① 骨董品  
 譲渡損はないものとみなす

② 特許権(総長)

$$1,100,000 - (200,000 + 150,000) = 750,000$$

$$750,000 - 500,000 = 250,000$$

2. 土地建物等

(1) i 土地(分短・軽減)

$$58,000,000 - (34,000,000 + 500,000) = 23,500,000$$

(2) h 土地(分長・一般)

$$23,000,000 - (15,000,000 + 200,000) = 7,800,000$$

(3) j 土地(分長・一般)

$$40,000,000 - (27,000,000 + 1,000,000) = 12,000,000$$

$$(2) + (3) = 19,800,000 \text{ (分長・一般)}$$

II 課税標準

総所得金額 1,305,000  $1,180,000 + 250,000 \times \frac{1}{2} = 1,305,000$   
 短期譲渡所得の金額 23,500,000  
 長期譲渡所得の金額 19,800,000  $44,605,000 > 350,000 \therefore$  所得割課税  
 合計 44,605,000

III 所得控除

社会保険料控除 960,000  
 寡婦控除 0 扶養親族等なし、かつ、 $44,605,000 > 5,000,000 \therefore$  非該当  
 基礎控除 330,000  
 合計 1,290,000

IV 課税所得金額

課税総所得金額 15,000  $1,305,000 - 1,290,000 = 15,000$   
 課税短期譲渡所得金額 8,500,000  $23,500,000 - 15,000,000 = 8,500,000$   
 課税長期譲渡所得金額 19,800,000

V 所得割額

X 県民税 566,300  
 Y 市民税 849,450

1. 算出所得割額

(1) 課税総

$$15,000 \times \begin{cases} 4\% = 600 \text{ (県)} \\ 6\% = 900 \text{ (市)} \end{cases}$$

(2) 課短(税率)

$$8,500,000 \times \begin{cases} 2\% = 170,000 \text{ (県)} \\ 3\% = 255,000 \text{ (市)} \end{cases}$$

(3) 課長

$$19,800,000 \times \begin{cases} 2\% = 396,000 \text{ (県)} \\ 3\% = 594,000 \text{ (市)} \end{cases}$$

(4)  $(1) + (2) + (3) = \begin{cases} 566,600 \text{ (県)} \\ 849,900 \text{ (市)} \end{cases}$

		2. 調整控除額	
		15,000 ≤ 2,000,000	
		50,000 > 15,000 ∴ 15,000	
		15,000 × $\left\{ \begin{array}{l} 2\% = 300 \text{ (県)} \\ 3\% = 450 \text{ (市)} \end{array} \right\}$ ②	
		3. 1 - 2 = $\left\{ \begin{array}{l} 566,300 \text{ (県)} \\ 849,450 \text{ (市)} \end{array} \right.$	
VI	均等割額		
	X 県民税	1,500	
	Y 市民税	3,500	
VII	納付税額		
	X 県民税	567,800	V + VI = $\left\{ \begin{array}{l} 567,800 \text{ (県)} \\ 852,950 \rightarrow 852,900 \text{ (市)} \end{array} \right.$
	Y 市民税	852,900	

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。  
各項目についての配点は、あくまでも参考にしてください。

▶合格ライン◀

第二問は、ボリュームも少なく、内容的には比較的平易な問題であったため、ミスなく解答できたかどうかのポイントになると思われます。  
第二問の合格ラインは、40～42点と予想されます。

●おわりに

暑い最中の税理士試験、お疲れ様でした。  
皆様の合格を心から祈っております。